

延長保証サービス「まるくン Select for 家電」保証規程

本書は表面に記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、本保証期間中に自然故障及び物損が発生した場合は、その故障の修復費用・費用をディーアイエスサービス&サポート株式会社（以下「Dsas」といいます）、ヤマトマルチメナンスソリューションズ株式会社（以下「YMM」といいます）及び株式会社ロダック、ワランディ・ジャパン（以下「PJW」といいます）、Dsas及びYMMと併せて「サービス提供者」といいます）が保証する内容を規定するものです（但し、保証規程に基づく）。

1. (定義)

- 本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。
- 登録機器：サービス提供者が本保証を実施する液晶テレビ、デジタルカメラ等の家電製品をいいます。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとします。指定外の機器については保証の対象外となります。
 - 本保証：登録機器に保証期間中に本規程所定の故障が発生した場合は、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障等の修理（修理保証）、または同等レベル品との交換（代替品の提供）を実施するものとします。
 - お客様：本保証に申込み頂くユーザーをいいます。
 - ユーザー：2.（申し込みの手続き）(1)に基づき申し込み、サービス提供者が本保証をご利用出来ること承諾したユーザーをいいます。
 - ユーザー登録：お客様が保証申し込み時に必要なお客様情報の登録を指し、登録申請を完了する申込みをいいます。
 - 保証書：サービス提供者が本規程に基づき保証をする旨を記載した証明書をいいます。
 - 修理依頼書：登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の原因を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。
 - 同等製品：サービス提供者が登録機器と同等性能をもつと判断した製品をいいます。
 - メーカー：登録機器の製造者がサービス提供者が指定するものとします。
 - メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいいます。本件保証の申し込みに関しては、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限定します。
 - 保証期間：本保証がサービス提供者が実施する期間をいいます。自然故障についてはメーカー保証の終了の日翌日から、物損についてはメーカー保証の開始日より、保証書に記載された保証終了日をもって自然終了とします。
 - 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体貼付ペーパー等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障で「ユーザー登録」の保証期間中に保証の対象となる故障をいいます。その他他意かな外因による偶発的な事故による登録機器に生じた故障をいいます。
 - 物損：破損、壊滅、火災、落電、異常発熱、水漏れ、風災、雪災その他の他意かな外因による偶発的な事故による登録機器に生じた故障をいいます。
 - 全損：「自然故障」「物損」の見積修理代金以下に定まる「保証限度額」以上となる故障をいいます。
 - 見積修理代金：お客様が登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額をいいます。
 - 保証上限金額：保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額をいいます。
 - 物損上限金額：上記記載の保証上限金額に、以下で定める物の経過年数毎に定めた割合を乗じた金額をいいます。

メーカー保証開始日から	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
自然故障	メーカー保証	100%	100%	100%	100%
物損	100%	50%	40%	30%	20%

- ※経過年数は、メーカー保証開始日から修理の受付日までの期間にて算定します。
- 保証限度額：本保証実施期間において修理費用の限度額をいいます。自然故障の場合には、保証上限金額が保証限度額となります。物損の場合には、物損上限金額が保証限度額となります。但し、物の故障が発生された場合には、物損上限金額、修理保証にかかった累積費用を保証上限金額から差し引いた金額のいずれか低い金額が保証限度額となります。
 - 出張修理：製品に故障が発生した場合に、メーカーの専任部門が登録機器を設置する場所へ訪問し、修理を行うことをいいます。
 - 引取修理：製品に故障が発生した場合に、メーカー指定の運送会社を利用して製品を回収し、修理を行うことをいいます。
 - 出張・引取対象製品：メーカーが、該当製品故障時に、出張または引取修理を行うことを定めた製品をいいます。
 - 脱着費用：登録機器を送付頂くために必要となる登録機器の取り外し費用、及び修理完了後に登録機器を使用するために必要となる取付費用のこととします。

2. (申し込みの手続き)

- 本保証をご利用頂くには、同等されているユーザー登録書に必要事項を記載の上、同記載のサービス提供者間合わせ先まで郵送してお申し込みください。ご送付の際は、「ご送付内容確認書」を同封し、内容確認後、保証書を利用可能な「ユーザー」として登録の上、お客様に書留郵便（帰着方法として「保証書」を付記し、「保証書」の発行を行います。サービス提供者がお客様に対し本保証を行うこととなります）を送付いたします。
- 前項の申し込み内容に基づき、サービス提供者において本保証をご利用出来る「ユーザー」としての登録を承認した場合がごとなります。サービス提供者は、下記の理由により承認出来ない事由が生じた場合は、サービス提供者がユーザー登録書を受け取ってから30日以内にサービス提供者が定める方法により、お客様にその旨を通知するものとします。
 - お振込みしていない、あるいは偽名を使っている。
 - お客様の申告事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった。
 - 保証内容確認と重要事項の同意欄の押印がない。
- 購入日から30日以内に、本条1項で定める申込み内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたします。

3. (保証内容)

- 本保証の加入は、登録機器購入と同時に発生いたします。
- 保証期間の起算日は、登録機器のメーカー保証期間の開始日とします。
- 保証期間中に登録機器（自然故障）または「物損」が生じた場合は、下記記載のサービス提供者「お客様窓口」に連絡頂き、サービス提供者の指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金を登録機器保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無料で修理いたします。依頼、プログラム、データ、記録媒体、メーカー純正でない部品及び付加物は、事前に登録機器が取り外し、登録機器を本保証と修理依頼書と共にサービス提供者に修理をご依頼ください。登録機器にこれらが記録又は付加された状態で引き渡された場合は、サービス提供者はこれらのプログラム、データ、記録媒体、部品及び付加物に一切責任を負いません。
- 登録機器が、サービス提供者が定める出張・引取修理対象製品である場合において、出張修理又は引取修理での修理依頼を行います。この場合の出張料・引取料は本保証に含まれます。持込修理対象製品の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様が登録機器を送付頂くことによる修理依頼を行います。この場合の往復の送料は本保証に含まれます。
- 見積修理代金を保証限度額以上となる場合であっても、その超過分をご負担頂く場合は修理は承りますが、この場合に修理をもって保証終了となり保証の提供は提供ありません。尚、前項の取扱いの場合も、事前にサービス提供者の了解を得て他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4. (受付時間)

サービス提供者が修理の受け付けまたは本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日を除くものとします。

5. (修理依頼)

- 本保証に基づき「自然故障」又は「物損」の修理を依頼される場合は、3.（保証内容）3.（所定）手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- 登録機器に、物損で「火災」による損害が発生した場合は、被害発生場所の管轄消防署へ連絡頂き、「罹災証明書」をお客様に提出して下さい。
- 前項の罹災証明書を提出した場合は、確認が出来ない場合は、本保証の提供が出来なくなりますので、ご了承ください。
- サービス提供者は、自己の費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、または一部を第三者に委託する事が出来るものとし、お客様はこれを承諾するものとします。
- サービス保証期間中に登録機器に、メーカーが定める条件に基づき、メーカー保証の対象となる故障等が発生した場合、サービス提供者「お客様窓口」を経由し、メーカーに修理の依頼を行う事ができます。この場合、3.（保証内容）4.（記載の発送及び引取りに係る送料）は、サービス提供者に負担いたします。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件に対象外となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかると実質お客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6. (データ)

- 本保証に基づき修理の際にお預かりする登録機器の取り扱いは格納されたお客様固有のデータまたはプログラムのセキュリティ機能には細心の注意を払いますが、万一の事故により、ソフトウェアお客様において失ったデータは戻りません。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のため、お客様においてお客様固有のデータまたはプログラムを削除し、お客様固有のデータを戻すものとします。
- 本保証に基づく修理の実施によりお客様の固有のデータやプログラムが失われることがあります。サービス提供者は登録機器に格納されたお客様固有のデータまたはプログラムに対する保証は一切責任を負いません。
- お客様がお客様固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いません。

7. (自然故障に起因する代替品の提供)

登録機器に「自然故障」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金を登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供すること、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が可能なサービス提供者が判断した場合には、お客様に修理代金金額の一部のご負担を頂きます。お客様にご負担頂く金額は、代替品の購入価格から、保証限度額を控除した金額となります。また、代替品の提供の際に修理記録をサービス提供者に提供し、修理記録の取扱いについては、お客様の同意とあります。尚、ご住所の費用をお客様がご負担頂く場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却いたしますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うのではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8. (物損に起因する代替品の提供)

登録機器に「物損」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金を登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供すること、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供可能なサービス提供者が判断した場合には、お客様に代替品購入金額の一部のご負担を頂きます。お客様にご負担頂く金額は、代替品の購入価格から、保証限度額を控除した差額となります。また、代替品提供の際に修理記録をサービス提供者にお預かり頂く場合は、修理記録の取扱いについては、お客様の同意とあります。尚、ご住所の費用をお客様がご負担頂く場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却いたしますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うのではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

9. (代替品への保証について)

- 前条または前条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されないものと、メーカー保証のみが適用されるものとします。
- 代替品が提供された後、お客様はサービス提供者に対し修理または品、品番その他の指定を行うことは出来ないとします。
- 本条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。また、代替品が提供された場合には、修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供を引き換えて何らかのサービス提供者に転移するものとし、サービス提供者は、その後、かかる登録機器をお客様に返却する義務は一切負わず、これら任意で処分することが出来るものとします。

10. (失効)

- 本保証は、本保証に基づく保証は失効するものとします。
- 保証期間が終了した。
- 保証期間中1回の見積修理代金の合計が登録機器の保証限度額以上となり、「全損」と認定され、7.（自然故障に起因する代替品の提供）、8.（物損に起因する代替品の提供）に基づく代替品が提供されたこと、「物損」の見積修理代金を登録機器の保証限度額以上の修理を3回受けたこと。
- 保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、又は譲渡されたこと。

11. (通知)

初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品（新品）がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。本通知がサービス提供者から行われた場合、保証を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。また、本条の交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

12. (保証条件)

- 次の場合、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。
 - サービス提供者の事前の了解なく他社で修理されたこと。
 - 修理の際、本保証書の提示がないとき。
 - 本保証書に必要記述事項の記入がない場合、あるいは字句を書き換えられたり、書き加えられたり。
 - 電気証明書が確認出来ない場合。
 - 登録機器入後以降に取り付けられた付加物（メーカー純正品を含む）の故障、又はこれらの付加物に起因する故障。
- 本保証規程の13.（保証対象外の費用等）、14.（保証の対象とならない場合－その1）、15.（保証の対象とならない場合－その2）に該当する場合。

13. (保証対象外の費用等)

- 登録機器の修理においてお客様より指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 登録機器の補助記憶装置交換や搭載補助記憶装置における工場出荷時の状態がパーティション及びファイルシステムの改造を行う場合に伴うパーティションの費用。
- 登録機器のオペラール（具体的状況が発生していない登録機器の点検、部品交換等）費用。
- 修理期間中の代替品購入金額等、修理代金以外の費用。

14. (保証の対象とならない場合－その1)

- 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
- 戦争、外国の軍力行使、革命、政変、暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動による登録機器に生じた故障または損害。
 - 地震または噴火又はこれらによる津波、及び「ガス・爆発・火災」による登録機器に生じた故障又は損害。
 - 登録機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、びびり、腐蝕、変質、変色、その他類似の事由、又はねずみ食い、虫食いによる登録機器に生じた故障又は損害。
 - 登録機器のオプション製品、部品、ソフトウェア、パソコンのケーブル・コード、PCカード、コネクタ・マウス、タッチペン、デジカメ・外付けスピーカー等の付属品、アクセサリ等、その他特にサービス提供者が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張メモリ／拡張モニター等）、バッテリー、電池、周波数変換変圧器、ケーブル、ねじ類、電球類による消耗品及び故障又は損害。
 - 登録機器に格納されたソフトウェアのプログラム、コンピュータウイルス等による故障又は損害、又は(4)に記載する製品又は部品のインストール、設定等のユーザー障害又は不正なインストールや設定による故障又は損害、対象製品の清掃料金。
 - 登録機器の表示装置パネル及びソフトウェアの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等）。
 - お客様の登録機器の不運による使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
 - 燃焼性物質（使用用途を含まず、以下同様とします）もしくは燃焼性物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障又は損害。
 - 地震動又は他種落下を原因とする事故又は損害。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障又は損傷等の損害。
 - 登録機器の使用上支障のない不具合、症状の出ない不具合。
 - 登録機器の移動、誤用、外観、消耗品の使用及びその他の機器の改造又は付加（CPU、マザーボード、メモリ、補助記憶装置、CD・DVD、BDメディア等の部品交換、調整を含みます）により生じた登録機器の故障及び損害。
 - 登録機器の機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
 - 登録機器を車庫、船舶等に搭載して使用された場合の故障及び損害。
 - 登録機器の差込ミス、微粉、液取、破壊等又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
 - 登録機器の盗難、紛失、盗難等による損害。
 - お客様の故意、重大過失により生じた損害。
 - メーカーの同意、事業譲渡後のみメーカーがその責任により登録製品の修理が行えない場合（事業譲渡等が発生し、メーカーと同等水準・同条件に修理可能な第三者がいない場合は除く）。
 - 登録機器以外の製品（シリアル番号が異なる等）に生じた損害

15. (保証の対象とならない場合－その2)

- 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
- 登録機器の引き渡しまし、自動的に交付される本保証書以外の他の保証書（メーカー保証書を含む）又は保険を用いて保証が可能な故障及び損傷の場合。
 - 保証期間が終了した。尚（全損）による本保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。
 - 登録機器の部品交換に伴う調整及び手直しを行なった場合。
 - メーカーが登録機器のコール宣言を行った後のコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理、又、コールの結果、代替品が提供された場合の代替品費。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する損害を含みます）。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器の他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。

16. (お客様負担費用について)

以下の保証対象外の事項において発生した費用についてはお客様のご負担となります。費用のご請求方法については、出張修理対象製品の場合は、メーカーの修理部門に費用をお支払いいただき、出張修理対象製品以外の場合は、サービス提供者より引き返して返却いたします。請求書が発行させていただきます。

- 登録機器の修理においてお客様より指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 登録機器の故障診断に必要と思われる、保証修理対象に判断された故障の場合における有償修理又はキャンセル料費用。
- お客様が出張修理対象製品以外の場合、お客様がご負担頂く場合において、出張修理を要する場合には伴う出張費用（出張費用等）。
- 登録機器の修理方法を問わず、メーカーの保証規程に定める隔室及び遠隔地における、保証修理に要する交通費・宿泊費・送料（往復共、梱包材を含む）。
- 登録機器が出張修理対象製品以外の場合における、登録機器の脱着費用、及びヤマト運輸株式会社以外の配送手段での送料（往復共、梱包材を含む）。

17. (秘密保持)

- お客様及びサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本保証の提供期間中のみならずその終了後も第三者（5.（修理依頼）に基づきサービス提供者が委託業務に際して開示する場合を除きます）に開示または漏洩してはならないものとします。
- 上記(1)に「加わらず」上記の各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - 一般人に手出される情報。
 - 知得時既に保有していた情報。
 - 第三者から秘密保持義務を負ったこと（適法に入手した情報）。
 - 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報。
- サービス提供者は、本保証書に記載されたお客様情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその上に利用する目的以外には使用いたしません。

18. (個人情報)

- サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YMM及びPJWが公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。
- サービス提供者は、次に挙げるご該当するものを除きお客様の個人情報を第三者に提供いたしません。
 - お客様の同意が得られたこと。
 - お客様の個人情報の開示が法的に正当かつ二次的にデータに開示する場合。
 - 本保証履行のための業務委託先、提携先（保険代理店、保険会社を含む）に開示する場合。
 - 法令により開示が求められた場合。
- サービス提供者は、お客様がご提供頂いた個人情報、本保証履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先へ開示する場合があります。

19. (本保証の提供の中止)

- サービス提供者は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したとき、お客様に何らの催告を要せず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合においてもサービス提供者はお客様に返金いたします。
- 本保証の条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が訂正されないこと。
 - 自ら提出した（又は引取または手形または小切手等）、不運処分を要する等支払停止状態に至ったこと。
 - 民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産宣告又は破産手続に入行したこと。
 - 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散または組織変更の決議をしたこと。
 - その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると思われる相当の事由があるとき。

20. (反社会的勢力との関係遮断)

- お客様は、サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し確認するものとします。なお、お客様が、本保証期間内に本条のいずれかに反することが判明した場合には、サービス提供者は、何らの催告を要せず、本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合においてもサービス提供者はお客様に返金いたします。
- 反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 自ら提出した（又は引取または手形または小切手等）、不運処分を要する等支払停止状態に至ったこと。
 - 自らの業務活動（先鋒として反社会的勢力を利用しないこと）。
 - 本契約の有効期間内、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - 暴力の要する行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

21. (損害賠償)

お客様は、本保証に関してサービス提供者の責に帰する事由により損害を被った場合、現実には発生した直接かつ通常の損害に限りサービス提供者に請求出来るものとする。この場合、サービス提供者の負担する損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

22. (規程変更)

サービス提供者は、本規程内容を変更する必要がある場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものと、変更後の本規程が記載された本保証（本保証を受け手がご同意する書類を含む）を購入したお客様が変更後の本規程が適用されるものとします。尚、変更後の本規程はDsasのホームページで公示します。

23. (交換部品の所有権)

本保証の修理保証に用いた交換された故障部品（老朽部品を含みます）の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

24. (合意管轄)

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所が第一審の専断的管轄裁判所とします。

25. (本保証の解除)

- お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口へご連絡の上の書面によるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が指定する算定した返戻金をお客様にお支払いいたします。但し、サービス提供者に対してキャンセル料等の償付がない場合に限ります。
- 前項の規定にかかわらず、登録機器の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合および第2条2項に定めるサービス提供者が「ユーザー」としての登録承諾しない場合は、お客様に登録機器を販売した販売会社の保証料の全額返金を行なうものとします。

26. (保証料の損害保険充当)

サービス提供者は、保証料金を保険料として、損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）とサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証に運用しております。本保険契約の締結履行、保険金請求手続きその他に関し、サービス提供者とお客様との間で発生した事項は本保証書に記載された事項に準じて取り扱います。本保証書に記載された事項に準じて取り扱います。これに基づき、前述の保証料はサービス提供者が行います。

本保証は、お客様に限り本規程に従って保証の提供、本保証契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証提供に係る費用等の支払いに充てられず、その為、故障の発生状況にわらず、本保証会社による調査が入る場合があります。